

議案第45号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月13日提出

甲府市長 樋口雄一

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 公益財団法人甲府市スポーツ協会

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

一般財団法人甲府市学校給食会の解散等に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。